

資料 1 公益通報者保護法2025年改正を受けて

2025. 9月議会 質問資料

17番議員 田中紀子

大綱 1 中項目(1) 小項目①

A) 木更津市の内部通報・外部通報の処理に関する要綱

	木更津市内部通報等の処理に関する要綱	木更津市外部通報の処理に関する要綱
制定	平成 18 年3月 31 日	平成 21 年4月1日に制定
改正による施行		平成 22 年4月1日から施行 平成 26 年7月1日から施行 令和5年4月1日から施行
だれが通報	地方公務員法に規定する一般職に属する木更津市の職員	労働基準法に基づく労働者
所管・窓口	総務部職員課	市民協働部地域共生推進課

B) 木更津市内部通報等の処理に関する要綱

<p>第5条 (相談窓口による受付等)</p> <p>担当は、内部通報等を受けたときは、内部通報等をした職員の内部通報等の内容等を把握しなければならない。</p> <p>2 担当は、前項の内部通報等を受付表に記入し、速やかに市長へ報告しなければならない。</p>
<p>第6条 (通報等の調査)</p> <p>市長は、前条第2項の報告があった場合は、調査の要否を判断し、調査をする旨の判断をしたときは、担当に調査をさせることができる。</p>